

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とするものである。

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- ・ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- ・ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

## ② 今後について

本事業は、現在、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、特例措置の全国展開を行った場合に発生する弊害と効果について評価を行っているところである。

最終的には、同委員会からの評価意見を受け、今後予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まることとなる。

## (4) 社会福祉法人の資産要件について

### ① 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けられることができる通所施設の範囲について

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、既設の社会福祉法人が、施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けられることができる通所施設を列挙している。現在、障害児通所支援を行う施設は児童発達支援センターのみとしているところであるが、これを全ての障害児通所支援事業所まで拡大することとする。

### ② 居宅介護等事業の経営を目的として設立された社会福祉法人が行うことができる事業の範囲について

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、居宅介

護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、1,000 万以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとして  
いる。さらに、この要件を満たすものとして設立された社会福祉法人が  
併せて行うことができる事業を列挙しているところ、現在障害児通所支  
援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又  
は放課後等デイサービスに限る。）が掲げられているところであるが、  
これを全ての障害児通所支援事業まで拡大することとする。

## 1 1 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 障害者の就労支援の推進について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方にはできるだけ一般就労していただけるよう、また、一般就労が困難な方には賃金や工賃の水準が向上するよう支援を行っていくことが必要である。

そのため、以下の点に留意しつつ、積極的な取組をお願いしたい。

#### ① 一般就労への移行の促進について

##### ア 雇用施策との連携について

福祉から一般就労への移行を促進するためには、福祉施策と雇用施策の連携が非常に重要である。

障害者の就労支援については、平成 19 年に、職業安定局長から各都道府県労働局長宛に雇用・福祉・教育施策との連携に係る通達が発出されているが、昨年度末に改めて「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」という通知が発出されたところである。

当該通知に基づき、各労働局においては、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進、②関係機関が連携したチーム支援の実施、③ネットワークの構築・強化等に取り組むこととなっているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び管内事業所にも周知を図っていただき、労働局やハローワークとの連携の促進に努めていただきたい。

特に、福祉から雇用への移行の促進や、就職した障害者の職場定着の促進を図るためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等が連携して支援を行うことが欠かせないので、より一層の連携体制の構築に取り組んでいただきたい。(関連資料①(52頁))

##### イ 就労移行支援事業所の就労支援機能の強化について

平成 24 年 10 月から、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととしたところであるが、平成 25 年 9 月においては、104 事業所(3.9%)が減算の対象となっている(平成 24 年 10 月実績は、110 事業所(4.3%))。減算の対象となった事業所を所管する自治体においては、当該事業所から状況を聴取するなど、適切に現状を把握していただきたい。(関連資料②(53頁))

また、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業において、就労移行支援事業所の底上げを目的とした研修プログラム及び教材の作成を行っているところであり、報告書がまとまり次第、ホームページに掲載される予定であるので、一般就労への移行実績が低い就労移行支援事業所等の底上

げに向けた研修等に活用していただきたい。(関連資料③(54頁))

加えて、平成26年度地域生活支援事業(都道府県事業)においては、障害者就業・生活支援センターに就労移行支援事業所の就労支援機能の強化を図るための就労指導員を配置するための事業をメニューとして追加しているため、各都道府県におかれては、地域の実情を勘案し積極的な活用をご検討いただきたい。(関連資料④(55頁))

## ウ 第4期障害福祉計画に係る基本指針について

平成27年度からの第4期障害福祉計画に係る基本指針については、1月24日の社会保障審議会障害者部会で案をお示ししたところである。同案においては、第3期計画に引き続き、「就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進める」旨を記載することとしている。

また、一般就労への移行に係る成果目標として、「平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度の2倍とする」との目標値を設定するほか、就労移行支援事業の利用量に関する目標(就労移行支援事業の利用者数の増加)及び就労移行支援事業の支援の質に関する目標(事業所ごとの就労移行率の増加)を設定することとしている。

さらに、労働施策と福祉施策が連携した支援がどの程度行われているかを確認するための活動指標として、労働部局との連携に係る指標を引き続き設定することとしているため、各都道府県におかれては従来にも増して積極的に連携を促進し、取組を進めていただきたい。(関連資料⑤(57頁))

## エ 障害者就業・生活支援センターモデル事業について

障害者就業・生活支援センターモデル事業については、平成25年度は、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所が利用者のアセスメントを行う際に活用できるマニュアルを作成することとしているが、平成26年度においては、①精神・発達障害に対応できるアセスメントツールの作成、②障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、B型事業所、企業、教育機関が連携したアセスメント及び就労支援モデルの検証、③自立訓練(生活訓練)等を活用した支援モデルの実践研究、を行う予定である。

全国4か所で実施できるよう予算を確保しているため、各都道府県におかれては、モデル事業の実施について積極的にご検討いただき、実施の希望がある場合は前広にご相談いただきたい。(関連資料⑥(60頁))

### ② 就労継続支援A型事業について

平成24年10月から、就労継続支援A型事業について、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであるが、平成25年9月時点では、

107 事業所（5.9%）が減算の対象となっているところである（平成 24 年 10 月実績は、141 事業所（10.2%））。

各都道府県においては、障害者に就労の機会を提供するという就労継続支援 A 型事業の趣旨に沿った運営が行われるよう、不適切な事案の解消に向けた、より積極的な指導をお願いしたい。（関連資料⑦（62 頁））

### ③ 就労継続支援 B 型事業における工賃向上の取組について

#### ア 平成 24 年度平均工賃の公表について

平成 24 年度の就労継続支援 B 型事業所の利用者の全国の平均工賃月額額は 14,190 円、対前年度比 604 円増（4.4%増）となっており、平成 18 年度以降、増加額、率ともに、最大の伸びとなっている。

また、平成 18 年度と比較すると 1,968 円増（16.1%増）であるが、平成 18 年度から継続して工賃倍増 5 か年計画、工賃向上計画の対象となっている事業所については、平成 24 年度の平均工賃が、15,602 円（平成 18 年度 12,515 円）、平成 18 年度より 3,087 円増（24.7%増）となっており、より一層の工賃の向上が見られるところである。

各事業所や各地方自治体のご尽力により、B 型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、就労継続支援 B 型利用者が地域において自立した生活が送れるよう、継続的な工賃の向上のための支援が必要であると考えているので、各都道府県、市町村においては、各事業所が積極的な取組をされるよう、引き続きご支援をお願いしたい。（関連資料⑧（63 頁））

#### イ 平成 26 年度工賃向上計画支援事業について

工賃向上計画支援事業については、平成 25 年度における行政事業レビュー（公開プロセス）及び自民党無駄撲滅 P T において、支援効果の高いメニューに特化して重点的に取り組むよう指摘を受けたところである。

このため、平成 26 年度においては、これまで事業を実施する中で、比較的支援効果の高かった「共同受注窓口」の立上げ支援に重点化して必要な予算を確保している。共同受注窓口の体制整備は着実に進んでいるところであるが、未だ未整備の県におかれては、平成 26 年度において優先的に採択する方針であるので、積極的に活用いただくようご検討いただきたい。

なお、10/10 事業における研修事業、好事例発表会のメニューは廃止する方向で検討しているので、ご留意いただきたい。（関連資料⑨（66 頁））

## （2）障害者就労支援施設と各分野との連携について

### ① 農業分野との連携について

障害福祉分野と農業分野の連携は、農業における人手不足の解消とともに、障害者にとっても就労の機会の確保や障害者の情緒安定などのメリッ

トがある。これまでも厚生労働省と農林水産省において、事例発表会の開催、福祉・農業分野の関係団体等による「『農』と福祉の連携プロジェクト連絡議会」を設置するなど、障害福祉分野と農業分野との連携を深めているところである。

農林水産省では、農業分野での障害者就労の推進に向け、平成 25 年度に地方農政局等を中心に行政も交えた地域における障害福祉関係者と農業関係者のネットワークを設置したほか、平成 26 年度には、都道府県レベルで関係者を集めた情報交換会の開催やNPO・社会福祉法人等に対する農業の専門家派遣や介護・福祉農園等の開設・運営、整備を支援することとしているところである（「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」等）。

なお、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」の平成 26 年度事業の公募は既に終了しているが、「『農』と福祉の連携プロジェクト」として、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用や事業所が定める工賃向上計画に農業への取組を明記している事業所については、採択にあたり優先配慮することとされたところである。

また、厚生労働省と農林水産省では、今年 2 月にパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（Vol.2）」を新たに作成したところであり、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等が記載されるなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考になることから、各都道府県におかれては管内市町村及び事業所に対し広く周知いただき、ご活用いただきたい。（関連資料⑩（67 頁））

※農林水産省ホームページ「農業分野における障害者就労」URL  
<<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/syougai/top.html>>

【農林水産省の担当部署】

（ネットワーク関係：農林水産省 経営局 就農・女性課 女性・高齢者活動推進室）  
（各交付金関係：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課）

## ② その他の分野における連携について

農業分野以外の分野、例えば高齢者福祉分野や環境分野等においても、地域において先進的な取組を行っている事業所が多数見られるところである。

こういった連携事例については、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「就労系障害福祉サービスにおける地域連携のモデル事例収集と成功要因の分析について」において、各地域における事例の収集を行っているところであり、当該調査研究を実施している「全国就業支援ネットワーク」のホームページにおいて報告書が公表される予定となっている。公表され次第、各都道府県に情報提供する予定であるので、管内市町村や事業所に

も周知を図っていただきたい。

また、平成 26 年度地域生活支援事業（都道府県事業）においては、地域連携を促進するためのコーディネーターの配置に係る事業をメニューとして追加しているので、各都道府県におかれては、地域の実情を勘案し積極的な活用をご検討いただきたい。（関連資料 4（55 頁））

# 障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日付 職業安定局長通達)

## 企業、障害者、関係機関等の企業就労への理解促進

### 【企業理解の促進】

- ・ 就労支援セミナー
- ・ 事業所見学会
- ・ 障害者就労アドバイザーからの助言

### 【職場実習の推進】

- ・ 職場実習受入候補事業所の情報提供
- ・ 職場実習実施事業所に対する支援
- ・ 職場実習のための合同面接会の実施

## 企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施

- 雇入れから定着過程の段階において、安定所が中心となって関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を実施（チーム支援）
- 職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援を実施

## ネットワークの構築・強化

- 労働局や安定所は、協議会や就労支援部会等に積極的に参画するとともに、地方自治体と連携して、障害者就業・生活支援センターや地域の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画を勧奨
- 労働局及び安定所は、都道府県と連携を図り、管轄地域内の就労移行支援事業所の設置状況や活動状況を把握するとともに、一般雇用への移行や定着支援に向けた連携体制を構築
- 安定所は、直ちに就職することは困難であるが、企業就労を希望している障害者に対して、就労移行支援事業所の利用を勧奨するなどを支援
- 安定所は、事業開始後間もない事業者等、障害者の就労に関する知識やノウハウが不足している就労継続支援A型事業所に対して、必要に応じ、地域センターが実施する「就業支援基礎研修」等の取組を情報提供するなどを支援



就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況  
(平成24年10月分／平成25年9月分の比較)

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬を適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成25年9月
全国	事業所数	2,566	2,671
	(うち適用あり)	110 (4.3%)	104 (3.9%)
北海道	事業所数	157	156
	(うち適用あり)	10 (6.4%)	9 (5.8%)
青森県	事業所数	50	50
	(うち適用あり)	6 (12.0%)	7 (14.0%)
岩手県	事業所数	26	27
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	0 (0.0%)
宮城県	事業所数	63	63
	(うち適用あり)	1 (1.6%)	1 (1.6%)
秋田県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	1 (4.8%)	0 (0.0%)
山形県	事業所数	22	26
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.8%)
福島県	事業所数	17	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
茨城県	事業所数	111	122
	(うち適用あり)	7 (6.3%)	10 (8.2%)
栃木県	事業所数	56	54
	(うち適用あり)	3 (5.4%)	2 (3.7%)
群馬県	事業所数	39	39
	(うち適用あり)	1 (2.6%)	2 (5.1%)
埼玉県	事業所数	96	102
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
千葉県	事業所数	84	91
	(うち適用あり)	2 (2.4%)	0 (0.0%)
東京都	事業所数	197	204
	(うち適用あり)	6 (3.0%)	8 (3.9%)
神奈川県	事業所数	84	91
	(うち適用あり)	2 (2.4%)	2 (2.2%)
新潟県	事業所数	71	76
	(うち適用あり)	3 (4.2%)	1 (1.3%)
富山県	事業所数	22	23
	(うち適用あり)	1 (4.5%)	1 (4.3%)
石川県	事業所数	30	30
	(うち適用あり)	1 (3.3%)	0 (0.0%)
福井県	事業所数	39	39
	(うち適用あり)	5 (12.8%)	6 (15.4%)
山梨県	事業所数	36	38
	(うち適用あり)	2 (5.6%)	2 (5.3%)
長野県	事業所数	66	67
	(うち適用あり)	3 (4.5%)	4 (6.0%)
岐阜県	事業所数	26	30
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	1 (3.3%)
静岡県	事業所数	70	75
	(うち適用あり)	3 (4.3%)	0 (0.0%)
愛知県	事業所数	108	110
	(うち適用あり)	1 (0.9%)	2 (1.8%)

		平成24年10月	平成25年9月
三重県	事業所数	15	14
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
滋賀県	事業所数	26	27
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	事業所数	41	42
	(うち適用あり)	1 (2.4%)	1 (2.4%)
大阪府	事業所数	159	166
	(うち適用あり)	4 (2.5%)	2 (1.2%)
兵庫県	事業所数	71	80
	(うち適用あり)	3 (4.2%)	2 (2.5%)
奈良県	事業所数	23	21
	(うち適用あり)	2 (8.7%)	1 (4.8%)
和歌山県	事業所数	24	24
	(うち適用あり)	1 (4.2%)	1 (4.2%)
鳥取県	事業所数	16	19
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	事業所数	21	19
	(うち適用あり)	2 (9.5%)	1 (5.3%)
岡山県	事業所数	30	26
	(うち適用あり)	2 (6.7%)	1 (3.8%)
広島県	事業所数	61	64
	(うち適用あり)	5 (8.2%)	2 (3.1%)
山口県	事業所数	32	32
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.1%)
徳島県	事業所数	20	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
香川県	事業所数	14	14
	(うち適用あり)	1 (7.1%)	0 (0.0%)
愛媛県	事業所数	43	39
	(うち適用あり)	4 (9.3%)	3 (7.7%)
高知県	事業所数	16	14
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県	事業所数	133	143
	(うち適用あり)	6 (4.5%)	4 (2.8%)
佐賀県	事業所数	22	26
	(うち適用あり)	2 (9.1%)	1 (3.8%)
長崎県	事業所数	53	55
	(うち適用あり)	3 (5.7%)	5 (9.1%)
熊本県	事業所数	60	69
	(うち適用あり)	5 (8.3%)	7 (10.1%)
大分県	事業所数	35	37
	(うち適用あり)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
宮崎県	事業所数	39	41
	(うち適用あり)	3 (7.7%)	3 (7.3%)
鹿児島県	事業所数	47	50
	(うち適用あり)	4 (8.5%)	6 (12.0%)
沖縄県	事業所数	74	78
	(うち適用あり)	1 (1.4%)	3 (3.8%)

※ 国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

## 平成25年度 厚生労働省障害福祉推進事業

### 就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラム実施時における課題検討

発達障害者の就労移行支援のニーズが高まっているなか、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関では長期の通所訓練を行うことはできないため、求職期間中に長期間の在宅生活を余儀なくされ、「行き場」を無くす発達障害者は多く、就労移行支援事業所での就労準備訓練の実施は、地域において喫緊の課題となっている。

### 就労移行支援事業所への研修により発達障害者支援プログラムの導入を実施

#### 横浜市発達障害者支援センターが推進事業を採択

##### 地域型啓発研修

###### 発達障害者就労支援普及啓発研修

- ・全国を4つのエリアに分け、それぞれに、発達障害者の就労支援に係る研修を実施。
- ・研修の内容は、「就労移行支援事業所のための発達障害者就労支援マニュアル」を参考とした内容とする。
- ・参加者は今回の強化対象事業所以外でも可。主に就労移行支援とするが、それ以外の機関の参加も可。

##### 個別型専門研修

###### 事業所別の支援開始にかかる研修

- ・ネットワークの構築（ハローワーク・就労支援機関・医療機関・発達障害者支援センター等との連携体制の構築方法助言）。
- ・既の実績のある就労移行支援事業所より支援に関する個別相談の実施。
- ・就労支援セミナー等、各労働局の研修制度を積極活用。

#### 研修実施実績

平成25年11月14日・15日（福島県 郡山セミナー実施）  
平成25年12月19日・20日（石川県 金沢セミナー実施）

平成25年11月25日・26日（埼玉県 さいたまセミナー実施）  
平成26年2月15日・16日（愛媛県 松山セミナー実施）

(関連資料④)

別紙2

都道府県事業のうち、

【就業・就労支援】関係部分のみ抜粋

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正案	現行
<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>(別記 19)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援) ア～イ (同右)</p> <p>(3) 一般就労移行等促進 ア 目的 (同右) イ 事業内容 (ア) 働く障害者のための交流拠点支援 就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、就業後や休日集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。</p>	<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>(別記 19)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援) ア～イ (略)</p> <p>(3) 一般就労移行等促進 ア 目的 (略) イ 事業内容 (ア) 障害者一般就労・定着促進支援 就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、勤務終了後に自主交流会を実施するなど、就労定着に資する支援を実施する。</p>

<p>(イ) 職場見学促進 (同右)</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 (同右)</p> <p>(エ) 地域連携の促進 <u>各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等と結びつけるための取組を支援する。</u></p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等</p> <p>ア 目的 <u>地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化や地域における就労移行支援事業所の強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容 <u>障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</u> <u>また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワーク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</u></p> <p>(5) その他就業・就労支援 (同右)</p>	<p>(イ) 職場見学促進 (略)</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 (略)</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化</p> <p>ア 目的 <u>地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容 <u>障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</u></p> <p>(5) その他就業・就労支援 (略)</p>
--	--

平成 26 年 1 月 24 日開催 社会保障審議会障害者部会(第 55 回)資料

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行：基本指針への記述のポイント（案）

\* 現行指針では、福祉施設から一般就労への移行に関しては、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業を利用する者の割合の増加、就労継続支援事業の利用者のうち A 型を利用する者の割合の増加等を目標に定めている。新しい指針では、具体的な成果目標について直近の状況等を踏まえて見直しを行う等の改正を行うこととしたい。

##### 1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- 福祉施設から一般就労への移行については、従前から、基本指針第一の二の 4 において「就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する」と記載されており、新たな基本指針でも踏襲する。

##### 2. 福祉施設から一般就労への移行の方向性等として記載する事項

###### (1) 成果目標について

- 現在の基本指針では、
  - ・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 26 年度中に一般就労に移行する者が、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましいこと
  - ・ 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指すこと

とされている（\*福祉施設利用者数については、施設入所者からの地域生活への移行と同様に、障害児入所施設への入所者のうち 18 歳以上になっている者（継続入所者）を除く）。新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて次のとおり見直しを行うこととしたい。

※ 当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援事業、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

###### ① 福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者の増加割合

- 平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

福祉施設から一般就労への移行実績における直近の伸びを考慮して、平成 24 年度以降、毎年 2 千人増加するものとして推計すると、平成 29 年度は 18,501 人（平成 24 年度は 8,501 人）となり、平成 24 年度から平成 29 年度の伸びは約 2 倍となる見込み。よって、自治体の第 4 期障害福祉計画策定時点で把握可能な平成 24 年度実績から 2 倍以上とすることを旨とするもの。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

- 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加させることが望ましいものとする。

(考え方)

平成 24 年度末実績(26,426 人)から過去 5 年実績による平均増加率は約 14% 増となっており、平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者の推計は、49,885 人となるため、自治体の障害福祉計画策定時点で把握可能な平成 25 年度末の利用者数と比較して 6 割以上増加することを旨とするもの。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

- 平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

就労移行率が 3 割以上の事業所の平成 23 年度実績 (27.1%) から過去 5 年実績による平均増加率は 2.6% 増となっており、平成 29 年度の就労移行率の推計は 42.7% となるため、一般就労が進んでいる事業所が全体の 5 割以上となることを旨とするもの。

(2) 活動指標について

- 従来、目標として設定していた事項については、整理した上で、成果目標を達成するための活動指標を次のとおり設定する。

- ① 就労移行支援事業の利用者数
- ② 就労移行支援事業等からの就労移行者数  
(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)
- ③ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- ④ 障害者の多様な委託訓練事業の受講者数
- ⑤ 障害者試行雇用事業の開始者数
- ⑥ 職場適応援助者による支援の対象者数
- ⑦ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

※ 就労移行支援事業の利用者数については、成果目標として設定しているが、障害福祉サービスの1つとして定期的な分析・評価が可能であることから、活動指標の1つとしても扱うものとする。

※ 福祉施設からの就労移行者数については、事業別に把握していくことも必要であるため、活動指標の一つとして扱うものとする。

※ 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数は、平成24年度実績（7,406人）が第3期障害福祉計画の目標値の95.3%の水準にあり、連携は進んでいると考えられるため、③の目標に変更する。

※ 就労継続支援A型事業の利用者数に係る目標について、平成26年度推計では、全体の目標を達成する見込みであるため、新しい指針では成果目標とはしないが、自治体間でバラツキもあることから、日中活動系サービス確保の一環としても、活動指標としての見込量の設定に当たって地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込むことを定める。

（第3期障害福祉計画における推計）

平成26年度の目標が全体で14.5%に対し、平成26年度推計では15.0%の見込み。都道府県別に見ても、30自治体で県自らが定める目標を達成する見込みである。

○ 以下に掲げる活動指標の利用者数や利用量を見込む際には、当該成果目標を踏まえて設定すること。また、中間評価等においては、上記活動指標を含めた活動指標ごとの実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行うこと。

考慮すべき事項 類型	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行(成果目標)	入院中の精神障害者の地域生活への移行うち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
就労移行支援の利用者数、利用日数	○	○※1	○	○	○	○

※1：特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む